

会計基準、融資基準の変更で企業淘汰が起こる!? 企業の入れ替え戦!

1. 中小企業金融円滑化法の終了

今年3月末日で中小企業金融円滑化法が終了しました。金融機関から金融庁へ報告されている、返済されない負債総額は60兆円とも80兆円ともいわれています。それに国が用意した資金は1兆円。間違いなく多くの企業は救えません。

現在は、5年などの返済計画を提出した企業の負債額は金融機関の貸し倒れ引当金の対象からは除外されています。しかし、返済が滞った場合、たちまち銀行は負債を抱え、引当金を積みます。ここで、いわれているのは、多くの金融機関が破綻する可能性があります。

2. 連帯保証人の責任の軽減

間もなく、民法の120年ぶりの大改正などで、銀行融資などでの、連帯保証人の生活を確保するため、抵当に入っている自宅などを取り上げることができなくなるようです。

したがって、銀行のリスクが増大するため、融資基準の強化を進めてくるでしょう。

3. 金融機関の融資基準を強化

金融機関はどのようにして融資基準を強化するのでしょうか？それは、会計基準の変更です。今までの税金を納める税務会計から、財務度を計る財務会計への転換です。

4. 会計基準の変更で何が変わるのか？

2005年、小泉政権の下、中小企業会計基準がスタートしました。これは、国際会計基準をベースとした財務会計なのです。リスクの情報開示、重要規定、そしてリスクを引当金や準備金、任意積立金に積んでいきます。つまり、リスクマネジメント会計であることがわかります。この会計は、会社法上での取締役の義務、リスクマネジメントへの経営の転換を意味します。

5. この会計ができる会計事務所が少ない

今までの多くの中小企業は税務会計でやってきました。しかし、今回求められているのは、財務会計、リスクマネジメント会計です。したがって、今までのほとんどの会計事務所はこの会計に対応できません。したがって、この会計ができる会計事務所を探す必要が出てきたのです。この会計ができない会計事務所と付き合っていることが、大きなリスクになります。

6. リスクマネジメントへの経営の転換

アメリカでは、中小企業にもリスクマネジャーがいます。しかし、日本では一部、病院、上場企業にいます。しかし、今後、会社法「損失の危険の管理に対する規定と体制」つまり、規定書と組織が必要になります。その組織を動かすのが、リスクマネジャーということになるのです。

7. 金融機関の破綻

中小企業金融円滑化法の終了により、多くの金融機関が破綻することが考えられます。特に第二地銀、信用金庫、信用組合はそのリスクが大きいでしょう。その金融機関をメインバンクとした企業のリスクは計り知れません。

8. 納税していない企業が滅びる可能性

国は今、法人税を納付している法人70万社、次にそれを期待できる法人70万社、そして、納税しない法人を色別に分けはじめました。そして、融資基準の強化を含め淘汰の加速を始めようとしています。

法人の社会貢献として納税義務があります。つまり、納税しない法人は存在意義が無いという考え方です。ここは、もう一度企業の社会的責任とは何か、それをしっかり見据えた経営を心掛けるべきでしょう。

時流を読む

リスクに対する感性が高まれば、自ずと時代の「先」を読む力が備わってきます。最新ニュースをリスクマネジメントの視点で分析し、今後の展開や社会への影響を予想してみましょう。

与信費用 4期ぶり増 円滑化法終了 引当金積み増し 地銀・第二地銀

株式を上場している地銀・第二地銀の2013年3月期決算で、実質与信費用が4期ぶりに増加に転じた。増加するのはリーマン・ショックがあった09年3月期以来となる。金融円滑化法が期限切れとなり、大手地銀を中心に不振企業に対する貸倒引当金を積み増す動きが広がったためだ。実質与信費用は千葉銀行で4倍、京都銀行も2倍になった。低水準の与信費用が堅調な地銀決算を支える構図が変わり始めた。

地銀・第二地銀では、企業向けや住宅ローンの金利競争が激しく、貸出金から得られる利益の減少に歯止めがかからない。ここ数年は円滑化法による倒産件数の減少で与信費用が減り、増益基調を確保してきたが、円滑化法が3月末で期限が切れ、与信費用が再び減少に転じる可能性は低い。

不良債権処理は増えたものの、国債などの売買益が49%増え、増益を確保した。国債売却益は与信費用の抑制と並んで地銀・第二地銀の決算を下支えしてきた。

パワハラ 初の最多 労働相談 全体は横ばい25万件

労働者と企業のトラブルを裁判に持ち込まずに迅速に解決する「個別労働紛争解決制度」で、2012年度の労働相談のうち、パワーハラスメントにあたる「いじめ・嫌がらせ」が11年度比12.5%増の5万1670件で初めて最多となった。これまで最多だった「解雇」は11年度比10.9%減の5万1515件、全体の相談件数は同0.6%減の25万4719件でほぼ横ばいだった。

中小の財務健全化指南 経営コンサル 新サービス提供

中小企業向けの経営コンサルが企画・経理担当者の能力評価をして改善指導するなど新サービスを提供し始めた。今後、金融機関などが経営健全性に一段と注目するのは必至。財務など企業体質改善に向け、指南する側も知恵を絞る。

中小企業に最高財務責任者(CFO)を派遣するデルタウインCFOパートナーズは6月から、財務・経営企画マネジャーらの能力を評価するサービスを始める。「今後は銀行が取引先の中小の財務・経営企画部門の強化を求める傾向が強まる」(安藤秀昭社長)とみる。

リスクコンサルティングの日本アルマック(浦嶋繁樹社長)は近く、財務や労務、人事、設備管理などに関する経営リスクを洗い出し、顧客がそれぞれのリスクにどうコストを配分するかを決めやすくするサービスを始める。同社のソフトに財務データなどを入力すると、「地震や火災による生産設備の破損」といった事象が発生した場合に会社存続にどの程度影響するかが示される。

中小企業金融円滑化法の期限切れを受け、政府が金融機関に直ちに返済を迫らないよう求めていることもあり「足元の中小の倒産は抑えられている」(東京商工リサーチ)。一方、円滑化法に基づいて返済条件緩和などを受けたものの倒産に至った企業件数は7カ月連続で前年同月を上回り、じわじわ増えている。30万~40万社が同法を利用したとされるが、延命に一定の効果はあったが再生した企業は限定的との見方が多い。日本アルマックの浦嶋社長は「円滑化法に依存しなかった企業でも経営リスクを把握したうえで外部にしっかり説明できるようにし、適切に対処しなければ生き残れなくなる」と指摘する。

本コーナーは、(株)日本アルマック/日本リスクマネジメント・プロフェッショナル協会共催セミナー「全国リスクマネジメント研究会」の内容を編集したもので、日経新聞の記事によるものです。セミナーの概要、参加申込方法等については、お気軽にお問い合わせください。

<発行>

日本リスクマネジメント・プロフェッショナル協会

〒101-0038

東京都千代田区神田美倉町10共同ビル2F 27号

(株)日本アルマック内

TEL:03-5297-1242 FAX:03-5297-1244

URL: <http://www.almac.co.jp>

<製作>

株式会社日本アルマック

〒101-0038

東京都千代田区神田美倉町10共同ビル2F 27号

TEL:03-5297-1241 FAX:03-5297-1244

URL: <http://www.almac.co.jp>

※ご意見・ご要望は上記までお寄せください。